平成２４年（フ）第４７号
静岡県富士宮市中央町８番13号
破産者　有限会社ケイ・アンド・ビー
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１０５号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字吉田浦48番地
破産者　マルシロ企業株式会社
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第６０号
松江市宍道町白石1745番地50
破産者　有限会社本村商事
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４８号
福岡県久留米市東町32番地10
破産者　有限会社ＢＡＳＥＭＥＮＴ
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所八女支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第２６９号
山口市小郡下郷1560番地の５
破産者　有限会社松本フーズ
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第５００号
大分県竹田市久住町大字有氏2625番地、開始決定時の住所大分市大字千歳295番地の５
破産者　村田　道義
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２６５９号
札幌市手稲区富丘１条３丁目２番６号
破産者　吉野　大介
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５３号
北海道帯広市東11条南８丁目１番地
破産者　花房　政雄
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１２５９号
横浜市戸塚区戸塚町818番地　Ｂ棟
破産者　田村豫志雄
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５号
石川県輪島市町野町井面チ部62番地
破産者　阿知　克弘
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第６２号
江南市古知野町北屋敷48番地13　サンクス江南103号、開始決定時の住所愛知県江南市宮田町泉163番地
破産者　尾関　光典
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１０６号
愛知県一宮市起字与三ケ巻44番地１　尾西団地１号棟1421号
破産者　今枝　秀樹
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１００号
長崎県大村市富の原１丁目1314番地５
破産者　三好　　誠
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第４３２号
兵庫県高砂市梅井４丁目６番１―105号、従前の住所兵庫県姫路市網干区津市場17番地５
破産者　松本　康子
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５２号
広島県安芸高田市甲田町上甲立477番地
破産者　山中　偉男
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第１９９９号
福岡市早良区大字石釜776番地、前住所福岡市早良区有田７丁目14番10号
破産者　松田久美子（旧姓坂口）
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９７９号
福岡市博多区諸岡６丁目26番30―106号、前住所福岡県太宰府市宰府５丁目18番19号
破産者　大谷　鋭司
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６８５号
福岡市西区愛宕浜２丁目２番４―412号、開始決定時の住所福岡市西区愛宕浜２丁目２番４―607号
破産者　松尾千穂美
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部